

No. 8

令和6年（3月）

第1回定例会  
専決処分の報告

熊谷市



## 目 次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第 1 号	熊谷市監査委員条例の一部を改正する条例	監 査 委 員 事 務 局	1
第 2 号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例	職 員 課	3
第 3 号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例	建 築 審 査 課	5
第 4 号	熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	経 営 課	7
第 5 号	熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例	水 道 課	9
第 6 号	熊谷市景観条例の一部を改正する条例	都 市 計 画 課	1 1
第 7 号	熊谷市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例	安 心 安 全 課	1 3
第 8 号	熊谷市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例	安 心 安 全 課	1 5
第 9 号	熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	1 7
第 1 0 号	損害賠償の額の決定及び和解について	管 理 課	1 9

報告第1号

専決処分の報告について

熊谷市監査委員条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年1月31日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市監査委員条例の一部を改正する条例

熊谷市監査委員条例（平成17年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第2号

専決処分の報告について

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年1月31日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例

熊谷市職員退職手当条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第3号

専決処分の報告について

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年1月31日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

## 熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市手数料徴収条例（平成17年条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第55号の20から第55号の26までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第4号

専決処分の報告について

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年1月31日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年  
条例第223号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第  
8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第5号

専決処分の報告について

熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年1月31日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例

熊谷市水道事業給水条例（平成17年条例第225号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第34条第2項ただし書及び第37条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第 6 号

専決処分の報告について

熊谷市景観条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 31 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市景観条例の一部を改正する条例

熊谷市景観条例（平成21年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「同条第3項各号」を「同条第4項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第7号

専決処分の報告について

熊谷市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年1月31日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

熊谷市空家等対策協議会条例（平成29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 8 号

専決処分の報告について

熊谷市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 31 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 2 月 27 日

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例  
熊谷市空家等の適切な管理に関する条例(平成30年条例第36号)  
の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改め、  
同条第3号中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同条  
第4号中「第14条第10項」を「第22条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第9号

専決処分の報告について

熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年1月31日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和5年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。

第2条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改め、同条第1号中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第10号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年12月22日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

## 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市道における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

### 1 損害賠償の額及び内容

66,032円

原動機付自転車修理費、治療費等

### 2 損害賠償の相手方

熊谷市

### 3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

## 事件の概要

令和5年9月24日（日）午前8時5分頃、相手方原動機付自転車が市道30070号線を走行中、上中条247番2地先において、くぼみに前輪が落下して転倒したため、相手方を負傷させるとともに、相手方原動機付自転車を損傷させた。

